

(10) (社福)青森県社会福祉事業団

【担当：小渡委員 半田委員 工藤委員 三村委員】

1 法人の概要及び前回評価・提言の要旨

(1) 法人の概要

代表者	理事長 小林英子								
設立年月日	昭和52年12月5日								
役員・従業員	理事11人(うち常勤3人)、監事2人、正職員166人(うち県派遣職員37人)、非常勤職員19人、臨時職員5人								
基本財産	10,000千円(うち青森県からの出資10,000千円)								
主な出資者又は出捐者	平成14年2月現在 <table border="1"><thead><tr><th>出資者</th><th>出資額(千円)</th><th>出資割合(%)</th></tr></thead><tbody><tr><td>青森県</td><td>10,000</td><td>100.0</td></tr></tbody></table>			出資者	出資額(千円)	出資割合(%)	青森県	10,000	100.0
出資者	出資額(千円)	出資割合(%)							
青森県	10,000	100.0							
主な業務	第一種社会福祉事業、第二種社会福祉事業、青森県知的障害者総合福祉センターなつどまり(親子指導施設・実務研修施設)及び青森県社会福祉研修所の受託経営								
主な収入	受託事業収入、補助金収入								

(2) 前回の評価及び提言の要旨

委員会は、前回、「平成11年度青森県公社等経営委員会検討結果報告書」(平成12年3月)をとおして、当事業団に対して、以下のような旨の評価と提言をした。

ア 委員会の前回の評価の要旨

委員会は、下記の2つの事項を確認した。

- (ア) 県が設置した社会福祉施設の管理運営は、制度的には当事業団以外の民間の社会福祉法人に委託することも可能である。しかしそれは、当事業団の入所者等に対する処遇のノウハウや経営者に交付される施設の措置費単価での運営が厳しいことなどから現実的には困難な状況にあり、当事業団への管理運営の委託はやむを得ないものと判断する。
- (イ) 当事業団内部に「管理・調達改善検討会」を設置し、管理・調達事務全般に関して点検・検討し、経費の縮減合理化に努めることについては、評価する。今後ともコスト意識の徹底に努める必要がある。

## イ 委員会の前回の提言の要旨

(ア) 当事業団は本来の役割として、民間では実施が困難な公共的、先駆的な分野に取り組む必要がある。

また、現在、知的障害者の在宅志向の需要に対応して試行的に実施している在宅知的障害者のための通所の福祉サービスについても、本格的な取り組みを検討する必要がある。

(イ) 当事業団は設立から20年を経過し、当初に採用されたプロパー職員は近い将来管理職として、その運営を担っていく時期にさしかかっていることから、より一層の資質の向上に努める必要がある。

(ウ) 施設運営や福祉サービスについて、外部の専門家を含む第三者的組織による検証は有効な方法と考えられることから、福祉サービスの客観的な評価、診断のための第三者的組織のすみやかな体制づくりを期待する。

## 2 今年度の検討結果の評価・所見・提言

委員会は、当事業団に対する前回の評価・提言以降の当事業団を取り巻く経営環境を改めて検討することにより、以下の所見に達した。

### (1) 評価

前回の提言に対しての取り組みは、以下のようである。

ア 先駆的事业への積極的取り組みに関しては、八甲学園における強度障害特別事業の継続、安生園における「音楽療法」等がある。

また、さつき寮における通所部門の開設、グループホームの増設、短期間入所事業等において、在宅福祉サービスの拡充に努めている。

イ 職員の資質の向上のためには、研修事業、福祉QCサークル活動の推進を図るためのスタッフ養成に努めた。

ウ 「苦情解決事業」「情報公開制度」を実施し、良質な福祉サービス提供の体制整備に努めた。

以上評価できる。

エ 第三者評価事業については、国が平成13年度に「制度化」を図るという方針を示していることから、国の動向に歩調を合わせ実施していくということであり、またアンケート調査については、改めて実施することを検討していくということであった。

## (2) 県公社等の統廃合計画について

平成13年9月に、青森県長寿社会振興財団と同事業団の統合が発表された。平成14年4月からは、青森県すこやか福祉事業団として発足する。さらに、平成14年2月に発表された計画によれば、同事業団は、民間法人への事業譲渡の可能性を検討する、とのことである。

## (3) 提言

前項の計画について、委員会は次のように考える。

青森県長寿社会振興財団との統合は、公社等を全体として見たときに経営コスト削減につながる決定であり、評価できる。

また、民間法人への事業譲渡の可能性の検討についても、高く評価できる。積極的に進めてもらいたい。

当事業団は、昭和52年の設立以来、県が設置した福祉施設を受託運営してきた。社会福祉施設及び民間社会福祉法人の絶対数が不足していた当時においては、当事業団の果たしてきた役割は大きなものがあった。そして、その後徐々に増えてきた民間の社会福祉法人の先駆的・モデル的役割を果たしていた意味合いもあった。

しかし、福祉行政にも変化が訪れ、「措置から契約へ」という時代の流れもあって、民間の社会福祉法人も、質・量ともに充実してきた。委員会は、前回の報告において、県設置の社会福祉施設の管理運営を当事業団に委託することはやむを得ないことであると評価した。しかし今回、複数の民間社会福祉法人の視察を通じて、民間社会福祉法人も、当事業団に勝るとも劣らぬ待遇（処遇）のノウハウを持ち、意欲のある民間社会福祉法人であれば、当事業団が受託運営している諸施設を引き受けて運営することは、十分に可能であるという結論に至った。

もちろん、民間の社会福祉法人のすべてが、十分満足できる待遇（処遇）、経営を実現しているというわけではない。そして、当事業団によって受託運営されてきた施設を民間に任せるとなれば、漠然とした不安を抱く向きもあることだろう。そこで大切になるのは、利用者が県内のどの福祉施設であっても同様に安心して利用できるようなシステムづくりを、県も関わって進めていくことである。現在行われている監査にとどまらず、入所者・利用者が安心、満足できる待遇（処遇）を保証するシステムづくりを希望する。そこには、すでに活動している福祉オンブズマンとの協力、ネットワークも必要になるだろう。そうすることによって、県内の福祉施設全体のレベルアップが期待できる。

また、障害の程度その他の要因により、待遇（処遇）が極めて困難な場合には、県として何らかの援助をすることも必要である。その際の判断は安易であってはならないが、例えば強度行動障害等により、経費がより多くかかるといった場合に、上乘せ分を支給するような方法である。

以上のような方策を講じておけば、現在当事業団が受託運営している諸施設を民間の社会福祉法人が引き受けることは現実的な問題として俎上に上るであろう。利用者が不

安を抱かないようなかたちで進めることも大切な問題であるが、前記のいわばセーフティネットを準備することで理解を得られると考える。

具体的には、養護老人ホーム県立安生園及び県立釜臥荘、知的障害児施設県立八甲学園、県知的障害者総合福祉センターなつどまり、県社会福祉研修所の諸施設である。

養護老人ホーム及び知的障害児施設については、県内には公設の施設が多いという現実はあるが、運営は民間で可能であると考ええる。

また、「なつどまり」は、複数の施設を運営している。知的障害者更生施設「しらかば寮」、同授産施設「さつき寮」、親子指導施設・実務研修施設「希望の家」である。更生施設、授産施設については、民間にも多くの施設がありノウハウが蓄積されている。引き受けてもらうことも可能である。

「なつどまり」の親子指導、実務研修施設、及び県社会福祉研修所の実施する諸事業については、民間での類似の事業の実施状況を勘案しながら、当事業団で事業を実施することの必要性を改めて検証するべきであると考ええる。より効率的で効果的な事業実施のために、当事業団が関わっていくべきものであるか否か、あるいは県立保健大学との連携等を含めて、検討してもらいたい。

いずれにしても、福祉日本一をめざすという県の方針は大いに支持したい。ただし、県が設置した施設のみならず、県内の民間の諸施設の全体的なレベルアップがあってこそその福祉日本一であると考ええる。その志のもと、県費をいかに有効に使うかを考えるべきである。委員会は「民間にできることは民間に任せる」というスタンスのもとに思い切って民間の活力を導入し、浮いた県費を機動的に予算配分することで、県内の福祉の全体的レベルアップを図るという道を提案したいと考える。

今後は、移行先の法人の確保、現職員の処遇の問題等が検討されなくてはならない。困難を伴う部分もあると承知しているが、民間移譲の方向へ向けて、すべての可能性、すべての選択肢を排除することなく検討し、実現への道筋をたどってほしい。入所者、利用者その他家族、その他関係者が不安を抱かないように理解を求めつつ進めることも、もちろん必要である。